

2014年度大津市予算編成にあたっての政策要望

2013年11月21日

日本共産党大津市会議員団

日本共産党大津湖西地区委員会

はじめに	1
[1] 市民本位の民主的で公正な市政運営を	5
1 . 憲法を守り生かす市政の推進を	5
(1)憲法改悪に反対し、平和・民主主義を守る	5
(2)人権や民主主義を守る取り組みを強めること	5
(3)市民本位の市政運営と行財政の改革を	6
2 . 働きがいのある市民サービス向上の市役所を	6
(1)不正や腐敗を根絶するための職員を主体とした取り組みを	6
(2)市民の人権の守り手としての専門性をはぐくむ労働条件を	7
[2] 市民の暮らしを支える住民自治の拡充を	8
(1)市民相談・支援体制の充実を	8
(2)市民協働で住民が主人公のまちづくりを	8
(3)地域安全・住民自治の発展のために	9
[3] 安心して暮らせる福祉優先のまちづくりを	9
1 . 子育て、福祉の施策の前進を	9
(1)子どもの権利が保障される保育制度・子育て支援策を	9
(2)豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を	10
(3)地域で安心して子育てができる体制整備を	10
2 . 障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を	11
(1)「完全参加と平等」の実現へ取り組みの前進を	11
(2)ノーマライゼーションの促進へ、体制の整備を	12
(3)精神障がい者・難病患者の支援の充実を	12
3 . 反貧困、人間らしい暮らしの応援を	13
(1)格差と貧困をなくす社会保障の充実を	13
(2)貧困問題解決へ積極的な取り組みを	13
[4] 安心できる医療・保健・介護のネットワークの整備を	14
1 . 地域で高齢者を支える介護制度の拡充を	14
(1)必要とする人が必要な介護を受けられるように	14
(2)地域で高齢者を支える体制の整備を	15
2 . 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善を	15
(1)国民健康保険の負担軽減を	15

(2) 医療へのアクセスを保障する保険制度の運営を	16
3. 医療・福祉のネットワークの強化を	17
(1) 医療・福祉の効果的な連携を図る取り組み強化を	17
(2) 生存率を高める動物愛護センターの取り組みを	18
4. 地域医療の拠点病院としての市民病院の充実を	18
(1) 病診連携のいっそうの促進を	18
(2) 診療体制の強化と経営安定への取り組み	18
[5] 地域経済の自律的発展を支える市政を	19
1. 雇用と営業を守る取り組みの強化を	19
(1) 地域経済の基本、雇用確保と中小企業対策の充実を	19
(2) 就労支援と労働条件の改善の取り組みを	19
(3) 地域の力を高める観光振興を	20
(4) 自給率向上を目指して、農林水産業の振興を	20
(5) 大津市公設卸売市場のあり方検討を	21
[6] びわ湖と自然環境を保全し持続的発展可能なまちづくりを	21
1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政を	21
(1) 家庭系ごみの有料化ではなく、減量・リサイクルの本格的な取り組みを	21
2. 産廃不法投棄や違法土壌埋め立ての規制を	22
(1) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を	22
3. 地球環境保全対策の充実・強化を	23
(1) 地球温暖化防止対策の強化を	23
(2) びわ湖と自然環境の保全へ積極的な取り組みを	23
[7] 安心して住み続けられるまちづくりを	24
1. 災害に強いまちづくりを	24
(1) 原発から市民の健康・安全を守ることについて	24
(2) 消防・防災対策の充実を	24
2. 市民生活を支える都市基盤の充実・整備を	25
(1) 安心して暮らせる都市基盤の整備を	25
(2) 安全な居住環境の整備を	26
3. 景観保全と風格のあるまちづくり	27
(1) 景観と賑わいのあるまちづくりへ	27
4. 上下水道・ガスなどライフラインの整備と安定的な運営を	28
(1) 市民にわかりやすく、事実を的確に公表する企業会計を進めることについて	28
[8] 誰もが生き生きと成長できる学校、地域社会を	28
1. いじめを乗り越え、安心して学べる学校づくりを	28
(1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを	28
2. 豊かな市民生活をはぐくむ文化・スポーツ施策の充実を	31
(1) 生涯学習を権利として保障する施策の推進を	31

2014年度大津市予算編成にあたっての政策要望

はじめに

(戦争をする国づくりへ暴走を始めた安倍政権)

昨年の総選挙で政権に復帰し、今年の参議院選挙で両院での圧倒的多数を手にした安倍自公政権は、集団的自衛権の行使容認を掲げ、臨時国会に日本版 NSC 設置法案、特定秘密保護法案を提出してきた。これらはいずれも、海外でアメリカとともに戦争をする国づくりを進めようとするものであり、憲法改悪以前に国家安全保障基本法などの制定によって、事実上の改憲を果たそうとしている。

秘密保護法は、行政機関の長が国防など4分野に関わると判断すれば、特定秘密を指定することができるもので、これらの情報漏洩をした公務員やそれを入手しようとした国民・報道関係者なども重罪で罰するものである。しかも、何が秘密かということは国民に知らされず、国会議員ですらこれを知ることができず、国政調査権も及ばない。アメリカなどのように一定期間後に開示される保障もない。特定秘密を扱う公務員はその周辺の人間関係も含めてプライバシー調査が行われるが、これらはいずれも深刻な人権侵害であり、現行憲法の規定に違反する違憲立法である。また、地方自治体にとっても、市民生活の安全に密接に関わる自衛隊や米軍の活動、原発情報などが特定秘密とされれば、必要な情報すら提供されなくなるおそれがあり、特定秘密に関わる情報の提供を求めれば、自治体職員の人権調査、人脈調査などが行われる危険性も否定できない。

安倍政権の暴走に対して、日本弁護士連合会をはじめとして、報道関係者、演劇や文化関係者などが相次いで反対の意見を表明している。国民世論も多数が秘密保護法に反対したり、慎重な審議を要求する状況になっている。

憲法尊重義務に違反し、違憲立法を押し通そうとする安倍政権の「戦争する国づくり」に反対し、憲法擁護の共同を広げるべきである。

(多国籍企業の利益に奉仕するアベノミクス)

安倍政権は「企業がもっとも活動しやすい国」を作ることにかけて、法人税のさらなる引き下げ、TPPへの参加、原発の再稼働と輸出、労働法制の規制緩和などの成長戦略を推進している。これらはいずれもアメリカの多国籍企業やグローバル化した日本の大企業の要求に基づくものである。多国籍企業は、税金の安い国に本拠を移し税負担を逃れたり、国民生活や労働者を守るための規制や企業負担を撤廃させるなどの身勝手な要求を繰り返し、多額の資金がヘッジファンドなどに流れて、為替投機や石油投機などで各国の経済に打撃を与えるなど、その行動に国際的な批判が集まっている。OECDなどでは行き過ぎた法人税減税競争などに歯止めをかける提案などが出はじめており、各国の経済主権を守る行動が広がりつつある。

安倍政権の経済政策は、これらの多国籍企業の利益に奉仕するものであり、法人税の引き下げによって、国や地方の財政に深刻な打撃をもたらし、TPP加入によって健康や安

全を守るために必要な規制を取り払い、競争力強化の名による労働法制の改悪は、今でも広がっている非正規雇用の拡大、首切り自由の使い捨て労働をいっそう広げるものとなる。

市民生活や自治体財政を守り、地域経済の発展を実現するためにも、多国籍企業中心の経済政策に反対するとともに、自律的経済発展の道を探求しながら、地域の中小企業の経営や雇用を守る政策を進めていくことが求められている。

（消費税増税と社会保障の連続改悪）

昨年の民主・自民・公明が合意した「税・社会保障の一体改革」は、来年度から消費税を増税しながら、一方で社会保障の連続改悪を進めるための「社会保障構造改革推進法」を制定し、今般それに基づく社会保障改革プログラム法案が国会に提出されている。これは、社会保障の基本を「自助」「共助」において、国や自治体の責務をその環境整備に限定しようとするもので、憲法 25 条に規定する社会保障の原理、公的責任を投げ捨てようとする事実上の改憲である。すでに生活保護の基準引き下げや扶養義務の強化、就労支援の名による水際作戦の強化などの改悪が行われようとしており、他の分野でも、介護保険の軽度者の保険外しや特別養護老人ホームの利用制限、一定所得以上の負担増などが進められようとしている。医療・年金でも、今後負担増や給付源などの改悪が検討されており、消費税増税は社会保障のためという言い分が全くの国民だまされたことが明らかになってきている。

では、増税された消費税はどこに使われるのかと言えば、政府が今打ち出しているのは法人税減税や成長戦略への支援。もう一つは国土強靱化と称して整備新幹線の推進や高速道路網・高規格道路の建設、本州・四国・九州などの間や湾内の大横断橋計画など大型公共事業の推進である。これも、財政も経済も破綻に追いやる暴走といわなければならない。

地方自治体がこのような社会保障の改悪や消費税増税に対抗することは容易ではないが、税金のムダ遣いを許さず、国民生活を守るためにできうる限りの措置を講じることが求められている。

（市民生活の現状と大津市政の課題）

アベノミクスで景気が上向いているといわれているが、給与所得者の月例給与が 15 ヶ月連続下がり続けており、生活保護受給者も大津市で 11.59 パーセントと上昇しているなど、市民生活は依然として困難に直面している。

そのような中で、さらなる社会保障の切り下げと負担増が市民生活をおそっている。今年 8 月からは生活保護世帯への最大 10%にも上る保護費の切り下げが強行され、12 月支給分の年金から 3 年間で 2.5%の給付削減が行われる。今年度以降も毎年国民年金保険料は月額 280 円、厚生年金保険料は 0.354%あがるなど、連続的な負担増が実施されている。さらに大企業への復興増税は来年で打ちきりになる予定だが、国民には今年からの復興特別所得税、来年からの住民税の増税が行われ、来年 4 月からの消費税の増税、前期高齢者の医療費窓口負担の 1 割から 2 割への負担増など市民生活はいっそうの窮地に追い込まれることになる。

このようなもとで、大津市政が暮らしを守る砦としてその役割を果たすことがこれまで

以上に切実に求められている。

受給漏れや申請遅れがないように生活保護行政を適切に行うとともに、市独自の貧困対策を強化すること。就学対策として、これまでの生活保護家庭・母子家庭などの中三学習会などの対象を広げて実施することや、生活困窮家庭へ給付制の奨学金を創設することを検討する。生活困窮者に対する緊急就労の場を天津市の公園・道路清掃などの事業の一部を当てて実施すること。あわせて生活再建のための相談事業や市独自の「生活つなぎ資金貸付事業」の創設を図ること。貧困問題を社会問題・人権問題と位置づけ、所得の再配分としての減免・給付事業を推進すること。生活困窮者への市の公共料金や国保・介護保険などの保険事業での適切な減免を実施すること。また、貧困や虐待などのため昼食の用意ができない生徒へのスクールランチへの全額補助なども検討すること。

(不祥事根絶と働きがいのある職場づくり)

市役所職員の不祥事の根絶と働きがいのある職場づくりは天津市政の重要課題の一つである。市役所職員のやりがいの源泉は、様々な行政サービスを通じて市民の諸権利を守る中で、市民から感謝されたり評価されるなどの共感的な関係が築かれることである。同時にそのような仕事をできるように、自己研鑽を積む機会が十分に保障されること、先輩や同僚との議論や激励などの中で、市民生活を守る公務員としての成長・発達が実現されることである。しかし、現実には職員定数の削減や非正規雇用の増大などによって、慢性的な多忙化のもとで、自らの専門家としての力量を高めることができなかつたり、市民との間ですれ違いが生じてそのことがストレスになるなど、十分にやりがいを感じられないことも多い。「公務員バッシング」といわれるような報道の影響で、人格を否定されるような言葉が浴びせられたり、長期にわたる相次ぐ給与の引き下げも意欲をそぐ大きな一因となっている。このような職場状況が公務員倫理を忘れた公金の横領やその他の不祥事を生む土壌となっているのではないか。また、コンプライアンスの指針やマニュアルなどが作られても、これらが遵守されない背景に、このような職場環境の影響も視野に入れておかなければならないと考える。

今市政に必要なことは、このような職員に対して、倫理観の涵養や法令の遵守を説くだけでなく、職員の生き甲斐ややりがいを引き出すことができる職場づくりを進めることではないか。そのためにも天津市政全体を、市民生活の実情に寄り添い、市民の諸権利を守ること・憲法を暮らしに生かすことを基本とする市政へと転換を図ること。市長を先頭として一人一人の職員が専門性を生かし創意・工夫を発揮することを評価する職場環境を作り出すこと。そのためにも市長を始め、市幹部が職員との間に心の通う関係を築くことが必要と考える。そのような土壌ができてこそ、不祥事根絶のための様々な手だてや働きかけが効果を発揮するのではないかと考える。そのような意味でも、この間の市長の発言の中には、不適切な発言があったことも指摘しておかねばならないし、厳にその反省と改善を求めるものである。

(痛み押しつけの行政改革ではなく、市民サービス向上の改革を)

高齢化の進行や多発する災害への防災対策、子育てや健康・福祉などの自治体が担う行

政の範囲はますます拡大しているが、一方で税収や地方交付税などの財源は伸び悩んでいる実情がある。そのようなもとで、財源をどう有効に使っていくかは市政の大きな課題であることは、いうまでもない。

大津市が進めている行財政改革の新たな取り組みとして、補助金適正化や公共施設マネジメントなどが進められようとしている。限られた財源の中で、一定の基準を設けて補助金の整合性を図ったり、公共施設の使用料負担の均衡・整合をはかるなどの取り組みは必要なこととも考えられるが、これらの補助制度や施設整備は市民要求との関わりで共同で作りにしてきた大津市独自の制度でもあり、大津市らしさを形作っているものでもある。また、整理統合を図るための基準、補助金であればその必要性や補助率・期間、人件費補助から事業費補助へなどの考え方は、市政の役割をどう認識するかという政策判断とも密接に関わっている。また、たとえば公共施設については、民間事業者が提供している施設だから、使用料も民間並みでよいとなれば、一定の経済的負担ができない人にとっては、文化・芸術やスポーツなどの生涯学習の権利を行使することが困難になる。

第4回ユネスコ国際成人教育会議での宣言や成人学習に関するハンブルグ宣言などでは、自らを豊かにするだけでなく、より良いまちづくりや地域づくりを通して、多様な地域課題の解決に大きな役割を果たすことが生涯学習の必要性として認識されてきている。自治会活動やサークル活動・NPO活動などのコミュニティを豊かにする活動にともなう施設利用はそこに参加している人だけの受益といえるものではなく、広く地域社会・自治体の受益というべきである。

行政改革の取り組みの中で、自治体らしさを失うのではなく、市民の諸権利を保障する立場で、改めて再検討するべきである。

[1] 市民本位の民主的で公正な市政運営を

1. 憲法を守り生かす市政の推進を

(1) 憲法改悪に反対し、平和・民主主義を守る

憲法の平和条項を覆す集団的自衛権の行使に反対するとともに、海外で戦争をする国づくりのために行われる法制定や制度改悪に反対すること。また、憲法擁護義務を負う自治体としての憲法の有権解釈を確立し、憲法擁護の啓発を行うこと。

自衛隊募集チラシの回覧等については、自治会への回覧の押しつけはしないこと。

ふるさと都市恒久平和宣言都市として、再び戦争を許さない世論を広げるため、平和のための戦争展の取り組みを継続するとともに、加害の事実なども正確に伝え、正しい歴史認識を育成すること。

軍事優先ではなく、市民生活優先の国づくり、まちづくりを進めるためにも、自衛隊の戦闘服通勤や市街地での演習行為を中止するよう求めること。

ふるさと都市恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、核兵器廃絶への取り組みを強めること。2015年春のNPT会議へ核兵器廃絶を訴える市民代表の派遣を検討すること。

(2) 人権や民主主義を守る取り組みを強めること

大津市男女共同参画条例に基づく実効性のある計画推進を

全国知事会が昨年7月にまとめた提言では、女性の労働力率が30才から40才代で低下するいわゆるM字カーブが依然として解消しておらず、東京や大阪などの大都市とその周辺で顕著に高くなっていることが示されている。滋賀県も10%から15%の圏内に入り、相対的に高い比率を示している。一方で女性の管理職比率は10%未満と低くなっており、女性が結婚してから働き続けることが難しく、管理職に昇格することも少ない県となっていることがわかる。また、M字の浅い県は正規雇用の占める割合が高く、安定した就労が、女性の社会進出を支えている。

大津市の幹部に占める女性の割合や審議会などに占める割合などが低い現状に鑑みて、ポジティブ・アクションで示されている「クォータ制」などを一定期間採用するなどして、その比率向上に努めること。

大津市職員の中で女性職員が非正規で働く割合が高いことから、事実上の賃金格差が拡大していることを重視し、非正規雇用の正規化、賃金格差の是正などを行うこと。

男女ともに育児休暇をとりやすい社会をつくるよう啓発に努めるとともに、インセンティブを働かせる制度の検討を行うこと。

国民の知る権利を著しく制限し、民主主義を土台から壊す「特定秘密保護法」に反対すること（別紙）

(3)市民本位の市政運営と行財政の改革を

補助金の終期の設定や補助率の引き下げなど一律の見直しは行わないこと

市の行財政改革では、今後補助金の大幅な見直しが行われようとしているが、大津市の保育所や児童クラブ、障がい者施設などの成り立ちを見てもわかるように、市民生活の必要性から市民主体の事業として発足し、その後市が補助金を継続する中で、今日では市民共通の施策となっているものも少なくない。今般の補助制度見直し方針では、このような市民本位の行政のあり方が断ち切られることとなるおそれがあり、一律の見直しを行うべきではない。

市民生活に必要な公共施設の存続・拡充を

公共施設の面積や経費 30%カットの方針が出されたが、そもそも公共施設の設置は市民生活の必要性から検討されるべきものであり、財政的な基準からのみ削減幅を決めるべきではない。財政的な見通しはもちろん必要となるが、児童館や図書館、消防署や包括支援センターなどは今後拡充することが求められている。個別の公共施設についての多面的な検討をさらに進める中で、適切な公共施設の配置・利用のあり方を考えるべきである。

安易な民間委託・指定管理の見直しを

人員削減を求める国の行革推進法や自治体の財源の不足などにより、民間委託や指定管理がいつそう進められようとしている。また、新たに建設する施設整備にPFIなど民間資金の導入なども行われようとしている。しかし、経費節減のために行われるこれらの民間活力の導入は、つまるところ民間の割安の非正規雇用置き換えることによって、経費の削減を図ろうとするものであり、民間事業者の利益もそこから生み出されることを考えれば、二重の意味で市民サービスの低下につながるものとなる。この間の民間委託、指定管理等の検証を行って、必要な事業については直営に戻すなどの検討を行うこと。

庁舎整備について

庁舎整備については、新築ありきではなく、まず第一に現在の本館や別館の耐震補強・免震化などあらゆる技術を視野に入れながら、長寿命化を図って利活用するよう検討を行うこと。また、教育相談センター跡床、競輪場執務室他スペース、その他利用できる市有スペースについては、最大限活用すること。その上でなお不足するスペースについて整備を検討すること。

2. 働きがいのある市民サービス向上の市役所を

(1)不正や腐敗を根絶するための職員を主体とした取り組みを

コンプライアンスの徹底へ職員主体の取り組みを

不祥事の根絶のためには、公務員倫理やマニュアルの徹底など上からの改革ではなく、不正や腐敗をなくしたいと考える職員を励まし、自主的な職場風土づくり、不正防止のシステム作りに取り組むことが必要である。その上で、コンプライアンス推進室などが日常的に点検・協議を行って、職員の意識の向上に努めることが必要である。市長を先頭とす

る取り組みを求める。

風通しのよい何でも言える職場づくりへ人事評価の見直しを

人事評価制度が導入され、来年度から給与への反映などが行われようとしているが、そもそも公務労働に人事評価がなじむのか、定型的な業務と創造的な業務などの評価基準をどうするのかなどの問題は依然として解決していない。評価は評価として生活給に連動させない、グループやチームでの仕事ぶりを正当に評価する、プラス評価で次への意欲につながるものとする、など評価制度そのものを抜本的に見直すこと。

(2)市民の人権の守り手としての専門性をはぐくむ労働条件を

職員定数の削減をやめ、必要な職員を配置すること

職員の行き過ぎた定数削減は、長時間過密労働の原因となり、職員の精神疾患の増加・技術や知識の蓄積の困難さなどの人的な影響をはじめとして、非常勤職員の多用・民間委託による市民サービスの後退、ひいては津市行政の質的な低下などを招くなどの重大な問題がある。これ以上の定数削減をやめ、必要なところに必要な人材を確保するよう努めること。

無法で道理のない賃金削減を行わないこと

平成 25 年度は国の交付税削減を盾にとった賃金削減要請が行われ、津市もこれを実施することとなったが、地方公務員法などに照らしても道理のないものであった。国に対してこのようなやり方に厳しく抗議をするとともに、来年度以降はこれを行わないこと。

非常勤職員の待遇改善をはかること

正規職員の定数削減の一方で、臨時・嘱託などの非正規職員が増加している。臨時的・補助的な業務に就いている場合も多いが、支所や福祉職場で正規職員が担うべき部署で同じような責任を担って働いている非正規職員もいる。仕事の性質に応じて、非正規職員の待遇改善を図ることは、職員同士の意思疎通やチームワークの上でも欠かすことはできない。非正規職員の待遇改善をいっそう進めること。

公契約条例の制定を検討すること

今年度建設労働者などの積算単価の改定が行われたが、津市の仕事を請け負ったり指定管理などで働く労働者の労働条件を改善することは、工事や役務、直接的なサービスなどの品質を引き上げるために欠かせない。本来国において公契約法などの形で実施すべきであるが、自治体としてその流れを促進することを含めて、検討すること。

[2] 市民の暮らしを支える住民自治の拡充を

(1) 市民相談・支援体制の充実を

市民のための相談窓口・消費者保護活動の充実を

「女性の法律相談」「法律相談」など市民の要望が大きい相談の枠は一定拡充されたが、実態に合わせていっそうの拡充を行うこと。

近年相談内容は複雑化、高度化しており、相談業務に携わる相談員もそれだけ高度な知識と能力が求められる。ひきつづき消費生活センターの相談員の正規職員化、増員や研修の強化などの体制を充実すること。

子ども・若者プランに基づく取り組みの推進を

子ども、若者をめぐる環境の変化やニート、引きこもり、不登校などの課題が深刻化する中で、すべての子ども、若者の健全な成長・発達を保障できるよう支援体制を整備すること。

困難を有する子ども、若者が円滑に社会生活を営むために、将来の自立に向けて地域社会で支えていくことができるよう関係機関のネットワークを早期に構築すること。

支所機能の維持・充実を

一学区一市民センターは堅持すること。支所での窓口対応が複雑多岐となっている現状からも、職員体制の充実、研修の強化をはかること。また身近なところで行政サービスを受けることができるように、種々の行政手続きなどを行える「基幹支所」的な機能を検討すること。災害時の一時避難所としての支所の体制を強化すること。

(2) 市民協働で住民が主人公のまちづくりを

市民が主人公を貫く協働事業の推進を

協働のまちづくりの取り組みは、事業化をめざすテーマの内容も数も市民の期待に十分に応えたものとはなっていない現状にある。はじめから市としての枠組みを狭く決めてしまつては、市民提案制度が生きることにはならない。市民からの積極的なテーマの応募などを受けて、取り組みを進めるべきである。また、市民協働に取り組む際には、大津市としての行政責任を後退させることのないよう留意すること。

市民の芸術・文化活動を保障する施設運営を

大津市民会館などについて、市民の利用促進・芸術文化へ親しめるように、大津市の主催や後援・共催、福祉の向上や地域文化振興など社会教育を目的とする場合の減免制度の適用、キャンセル料の規定整備など市民本位に見直しを行うこと。また施設利用の区分設定や料金体系についても利用者の利便をはかれるように見直しを行うこと。

大津市規格葬儀の普及促進を

規格葬儀は、スムーズに実施されているとのことだが、以前の市営葬儀と比べると件数

が減少している。市民への広報の促進と併せて、サービスの向上に向けて、協力事業者への指導や研修などを行うこと。また、利用者の声を反映させた一層使いやすい規格葬儀へと検討を行うこと。

(3)地域安全・住民自治の発展のために

防犯カメラの運用について

防犯や安心できる地域づくりのために、商店街や自治会などでの防犯カメラ設置が進められているが、プライバシー保護についてのガイドラインなどを徹底して、適切な運用を確保すること。必要に応じて研修会なども開催すること。

自治会館の整備促進を図ること

自治会活動の拠点となっている自治会館の整備について、老朽化による建てかえや増築などについても補助を行い、整備促進を図ること。

[3] 安心して暮らせる福祉優先のまちづくりを

1. 子育て、福祉の施策の前進を

(1)子どもの権利が保障される保育制度・子育て支援策を

子どもの最善の利益、発達を保障する保育事業計画を

「子ども・子育て新制度」において国が示す基本指針に基づき事業計画を策定することになるが、すべての子どもが地域でよりよい保育が受けることができる事業計画が求められる。そのためにすでに批准している子どもの権利条約や憲法、児童福祉法に基づき、「子どもの最善の利益の確保」、児童育成責任、保育を必要とする子どもの保育実施義務というような国・県・市の公的責任を後退させないこと。

格差を作らない保育施策の推進を

国は3歳未満の子どもの保育の対応は家庭的保育や小規模保育など地域型保育事業を基本として提供体制を確保するように指示しているが、市がつくる事業計画では保育実施責任を形骸化させず、保育を必要とする子どもの保育に格差を生み出す計画にしないこと。

認可保育所を基本とした受け皿の拡充を

保育を必要とする子どもの保育には、認可保育所の整備で対応すること。認定子ども園の拡大は企業参入を促進することになりかねず、保育条件の悪化も危惧されることから、認定子ども園への移行は施設の主体的な判断に委ね、目標数値化しないこと。

公立保育園を子育てのネットワークの中心に

子どもをめぐる生活環境が複雑化するもとで、公立・私立の保育所や幼稚園、児童館や公民館などの公共施設、小児科医や民生児童委員、自治会などがネットワークを構築し、

地域を基礎として子どもの育ちと子育てを支援することは今日的な課題である。市の一機関であり、乳幼児期の子育ての専門家がたくさんいる公立保育所を子どもの育ち、子育てを支援する地域の中核施設として、さらに税を原資として整備された住民全体の財産として、安易な民営化は行わず公立保育所を存続させること。

(2)豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を

児童クラブの施設の改善を進めること

マンモス化に対応した施設整備を図るとともに、引きつづき手洗いやトイレなどの施設整備を進めること。

児童クラブ指導員の労働条件のいっそうの改善を

働き続けることができるように、児童クラブ指導員の待遇改善をさらに進めること。公営化から 10 年が経過した今日、在職者の雇用を守りながら児童クラブ職員についても正規職員化を進めること。

開設時間の延長にあたっては、保育体制の充実・整備を図ること。

民間保育園での児童クラブ実施について

2012 年度より、民間保育園による児童クラブが開園されたが、実施については、保育の質の低下を招かないよう、社会福祉法人の実施するものに限り許可するものとし、運営にあたっては保護者負担の軽減などにも配慮し、市としての支援を検討すること。

(3)地域で安心して子育てができる体制整備を

児童虐待への取り組みの強化を

行政と地域が連携して「子どもを虐待から守る」ための子育て支援の施策が拡充されてきたが相変わらず子どもたちの命が失われる事態があとをたたない。

職員一人当たりの相談件数は、県内平均 36.3 を大きく上回る、67.5 件となっている。市として積極的な相談・支援体制を充実させること。

引き続き、C S P、C A P 等の児童虐待防止の事業を子育てに関わる保育園・幼稚園等で実施すること。

大津市による子ども家庭相談センター（児童相談所）の開設を

地域で孤立して子育てに悩む親や虐待に苦しむ子どもたちにとって、県の「子ども家庭相談センター」が果たす役割は大きい、「市や学校などとの連携、対応が遅い」などの声が聞かれる。中核市となった大津市として一貫した対応ができるよう、大津市の子ども家庭相談センターを開設すること。

児童館の計画的な整備を

地域での子育ての拠点として、また異年齢集団での活動体験など児童館の取り組みを積極的に進めるとともに、施設の計画的な整備を図ること。引きつづき東部での設置へ取り

組みを行うこと。

中高生などの居場所作りとして、「青少年の広場」「青少年の館」（いずれも仮称）などの構想を青少年課と福祉企画課などで検討すること。

2. 障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を

(1) 「完全参加と平等」の実現へ取り組みの前進を

障がい者の権利保障を明確にした取り組みを

2013年に成立した障がい者総合支援法の中身は、基本合意と骨格提言がほとんど尊重されておらず、応益負担の原則や障がい認定の仕組みが残るなど障がい者の期待を裏切るものとなった。同じように、2012年10月に施行された障がい者虐待防止法にしても国会の場でまともな調査や審議もほとんどされず、障がいの定義や虐待行為者の範囲などに問題を残すものとなった。2016年予定の障がい者施行差別禁止法についても法案の検討、策定段階で障がい者政策委員会への説明がまったくなく、改善すべき点がいくつも残されている。

大津市の「障がい者福祉計画」の推進においては、障がい者の権利条約を基本とし、障がい者が地域で普通に生活できる支援策の充実を図るため障がい者の生活実態を十分に調査把握したうえで、積極的な取り組みを進めること。

生活と自立の拠点となる障がい者施設の整備促進を

市内3カ所の児童発達支援事業については市内のどの地域に住んでいても平等に療育を受けることが出来るよう職員、送迎バスなどの環境整備とともに医療的ケアの必要な最重度の障がい児を受け入れることができる施設整備を進めること。

また、緊急時にショートステイを安心して利用できるように、市独自の施策として市内3カ所の施設にベッドの確保をすること。学校卒業後の行き場を確保するために、生活介護施設の整備を計画的に進めると同時に行動障がい者の受け皿の整備を行うこと。

地域生活を支える体制づくりを

重度障がい者も安心して地域で居住ができ、また入所・ホーム・独居などその人らしい生活を支えるための拠点となる24時間対応できるサポートセンターの設置を早急に行うこと。

自立して生活できるグループホームへの支援強化を

2014年からケアホームとグループホームの一元化が計画され、ケアホームは介護給付から訓練給付となる。個々の利用者のニーズに応じた職員配置、重度者への補助の充実などをはかること。

移動や自立を保障する支援事業の充実を

障がい者の移動や自立した生活の保障となる移動支援事業・日中一時支援事業は、利用者のニーズが高いにもかかわらず、実施している事業所が少ないために十分な対応が出来

ていない。特に重度の障がい者は、職員体制が不十分な中で希望しても受け入れ困難な場合も多い。充実に向けて、事業を行う事業所を増やすためにも、場所の確保や市独自のさらなる報酬単価の上乗せなどの対策をとること。障がい者の単独行動でも交通機関の割引が受けられるように働きかけを行うこと。

(2) ノーマライゼーションの促進へ、体制の整備を

発達障がい者などの一元的な相談体制の整備について

障がい児、発達障がい児、要発達支援児への相談・支援体制の一元化、また継続的な支援体制の整備を図るため、子ども発達支援拠点の開設に努力されているが、早急に具体化をおこない、福祉と教育の一体化に向けての取り組みを進めること。発達支援課を作り、福祉と教育の一体化に向けての取り組みを進めること。

障がい者の虐待防止へ体制整備を

障がい者虐待防止法（2012年10月から国や地方自治体、福祉施設従事者や使用者などに虐待防止のための責務を課すとともに、発見したものに通報の義務を課す）に対応した相談体制がつけられているが、積極的な介入や改善の措置をとれるよう、センターの運営は市直営で体制整備を進めること。

障がい者差別解消への取り組みの準備を

障がい者差別解消法（2016年4月施行）の施行に向けて、啓発や相談体制、支援地域協議会の設置などの整備を進めるとともに、大津市として「合理的配慮」を踏まえた庁内のハード・ソフト面の点検・改善を進めること。

障がい者の雇用拡大を

2013年度より15年ぶりに障がい者の法定雇用率が引き上げられ、一般事業者は1.8%から2.0%へ、地方自治体は2.1%から2.3%となる。大津市は2013年6月現在2.27%となっており、目標値を下回っている。引き続き市として雇用拡大に努めるとともに、大津障がい者働き・暮らし応援センターや大津若者サポートステーションとも連携し、一般企業についても障がい者雇用促進を働きかけること。また、自立した生活が送れる賃金が確保できるよう民間事業者に働きかけること。

(3) 精神障がい者・難病患者の支援の充実を

精神障がい者が地域で暮らすことのできる施策の充実を

障がい者施策の中で最も遅れた分野である精神障がい者施策の抜本的改善をはかること。とりわけ、通院治療・生活支援施策・働く場の保障など、安心して暮らせる施策の充実を図ること。

また、草津に開設された医療観察法病棟については、引き続き情報提供を行い、住民や関係機関への理解に努めるよう県に申し入れること。

難病患者への医療・福祉の充実を

総合支援法によって、難病患者も支援の対象となったが、すべての難病が対象にはならず、障がい福祉施策を必要としているにもかかわらず、制度が利用できない人たちも多くいる。国に制度改善を求めるとともに、制度の谷間にいる人が支援を受けられるよう大津市独自で支援策を検討すること。

厚労省の提案している医療費助成見直し案は、医療費助成の対象の難病を拡大し、自己負担を3割から2割に引き下げるなどする一方で、月々の医療費の上限額を引き上げる。これは、所得に関係なく住民税非課税世帯を含むすべての難病患者世帯に影響する。すべての難病患者が安心して必要な医療が受けられるよう大津市独自の補助を行うこと。

3. 反貧困、人間らしい暮らしの応援を

(1) 格差と貧困をなくす社会保障の充実を

必要とされる人に行き届く生活保護行政を

2013年8月1日から、最大10%の生活保護基準引き下げが強行された。受給世帯の96%、200万人以上が減額され、子どもの多い世帯ほど減額幅が拡大した。生活を切り詰めてきた貧困世帯をさらに追い詰めるものであり、被保護者の生活実態を調査し、保護費を元に戻すよう国に求めること。

被保護者の権利を尊重する対応と支援への改善を

生活保護申請手続きの権利を保障するために、手続きの厳格化ではなく、申請者が尊厳を持って対応されること、生活保護の恥辱感根絶のために職員の研修・教育を実施すること。

生活保護改悪に反対すること

政府は一度廃案になった「生活保護法改正法案」と「生活困窮者自立支援法案」の再提出を狙っている。これは文書の提出など申請を厳格化し、「水際作戦」を合法化するものである。また、生活保護から締め出し、労働基準以下の労働条件でも「とりあえず就労せよ」とする就労訓練事業へ誘導しようとするものである。2法案の制定に反対の意見を述べること。

ホームレス・住宅困窮者対策としてシェルターの設置を

社会経済情勢は依然として厳しく、ホームレスや新たな失業者の発生など当面の生活拠点が必要とする生活困窮者が後を絶たない。NPOなどでも暫定的な住居の確保に取り組んでいるが、安定的に利用できる公的シェルターが求められている。市として設置を検討すること。

(2) 貧困問題解決へ積極的な取り組みを

ライフライン事業者などとの連携で積極的な生活支援を

近年、一人暮らし世帯だけでなく複数世帯でも孤立死が発生している。電気ガス水道な

どのライフライン提供事業者は、滞納があり納付に応じない場合でも、利用者の生活状況を十分に把握したうえで必要な生活支援へとつなぐこと。最近の事例では、孤独死・孤立死した世帯が生活保護担当窓口で相談に来ていながら、その時にはさまざまな理由で申請をせず、支援を受けないまま衰弱して亡くなっているケースがある。相談に来られた時の条件で生活保護が受けられなくても、相談内容を記録し、その後の状況の変化を定期的に観察するなど丁寧な対応をすること。

熱中症対策などの充実を

今夏、健康を脅かす厳しい暑さがつづき、各地で熱中症の事故がおこっている。低所得者、母子・父子家庭、独居高齢者を対象に、訪問し健康状態の聞き取りと熱中症対策についての相談にのること。クーラー設置の手引きや電気料金負担について相談に応じ支援すること。低所得者や生活保護世帯を対象とした生活福祉資金でエアコンの設置費用の貸付ができるなど、制度の周知も図ること。

福祉灯油の支援策を講じること。

[4] 安心できる医療・保健・介護のネットワークの整備を

1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充を

(1) 必要とする人が必要な介護を受けられるように

介護保険制度の改善を国に求めること

国民の負担増を抑えながら介護制度の抜本的改善を図るために、国に対し、介護保険の国庫負担割合の引き上げを引き続き求めること。広域化には、はっきりと中止を求めること。在宅サービスを制限している要介護認定や利用限度額を廃止し、現場の専門家の判断で介護を提供できる制度に改善を求めること。

介護保険制度の改悪に反対を

社会保障審議会の介護保険部会で、要支援者1・2を保険給付の対象から外して、市町村任せの事業にすることや、特別養護老人ホームに入所できる人は「要介護3」以上に限定すること、また所得によって介護保険の利用料を2倍に引き上げることや、低所得者でも預貯金や不動産があれば、施設の居住費・食費の補助をなくすなどの見直し方針が示された。国の責任を後退させ、介護を必要とする人にさらなる負担増を強いる制度の後退に、反対すること。

介護の人材不足の打開を

訪問介護の生活援助の基準時間の短縮で、細切れ・駆け足介護をせまられ、利用者の体調の変化に気づきにくいなど、深刻な課題となっている。また介護報酬が約2割減となったことで、労働条件が悪化し人材不足が慢性化している。生活援助の時間短縮を撤回すること。また、介護保険料や利用料が上がることをないように国費を充てることで、事業所

に対する介護報酬の引き上げ、介護労働者の処遇改善を求めること。

介護施設の整備拡充を

特別養護老人ホームの施設整備について、第5期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の完全実施をはかること。また、深刻な待機者の解消のために国に財政支援を求めること。小規模・多機能施設、グループホーム、特別養護老人ホームの増設を行うこと。

(2)地域で高齢者を支える体制の整備を

高齢者の移動を確保する取り組みを行うこと

高齢者が豊かな経験や知識、能力を生かして、社会に参加することは、高齢者の方々の生活を豊かにするとともに、長寿社会づくりや地域の担い手づくりにもつながる。福祉施策として、高齢者が容易に移動できるよう支援のための施策を講じること。

独居老人対策の強化を

近年の高齢者の孤独死や孤立死を防ぐために、市として独居高齢者の実態調査を行うこと。また、本人の了解を得ながら民生委員や他の事業者等とも協力して、定期的な安否確認などができるよう体制を構築すること。

障がい者控除認定制度の周知徹底を

介護サービス利用者に対して、保険料決定通知などの際に「障がい者控除認定書」の周知徹底を図り、さらに利用しやすい制度とすること。

シルバー人材センターの事業への支援強化を

シルバー人材センターへの委託契約において、一部単価の切り下げが行われている。単価が下げられることによって、シルバー人材センター内では、より効率よく作業できる人だけに仕事が集中し、仕事がもらえない人がでてきている。高齢者の生きがい対策として多くの高齢者が参画できることを目的としている事業であり、委託料については、ダンピングがされないように適正な労務単価を設定すること。また昨今の厳しい生活実態から生活支援としても果たしている役割が大きいことから、技能習得への支援や、引き続き仕事の拡充に努めること。

2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善を

(1)国民健康保険の負担軽減を

高すぎる国民健康保険料の引き下げを

被保険者の負担増を招かないよう、繰越金を最大限投入するなどされているが、依然として被保険者の所得に対する負担率は大きく、保険料が払えない実態がある。引き続き、国に国庫負担率の増額を要求するとともに、一般会計から法定外繰り入れを行うなどで保険料の引き下げを行うこと。

新設された市独自の保険料減免制度の周知と拡充を

今年度から国保料の「生活困窮者減免制度」を創設された。しかし、減免の適用条件は「世帯全員の預貯金の合計が生活保護基準額の 1.1 倍未満」や「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」などあまりにも厳しく、制度を利用できるのはごくわずかな世帯に限られている。

「世帯全員の預貯金の合計」を大幅に緩和するとともに、「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」ことを条件から外し、国保料通知パンフや広報、ポスター、ホームページ等を使い、市民にわかりやすく周知すること。

窓口負担の減免拡充を

国保法第 44 条の窓口での一部負担金免除制度について、引き続き周知徹底を図ること。また適用基準については、生活保護基準の 1.2 倍以下の収入とし、収入以外の条件を設けないこと。

(2)医療へのアクセスを保障する保険制度の運営を

保険証の取り上げをやめ、短期証も郵送を

国保は保険料を払った見返りに受診できるとする「相互扶助制度」ではなく、憲法 25 条に保障される基本的人権であり、すべての人がお金のあなしに関わらず医療にかかれる「社会保障制度」である。資格証明書を交付された被保険者の受診率は一般被保険者に比べ 53 分の 1 であった（2007 年全国保険医団体連合会発表）。受診抑制により重篤になることをさけるためには、滞納世帯への国保資格証明書の交付を止め、丁寧な納付相談を行うこと。また、「払える資力があるのに払わない人」なのか「少ない所得に対して高すぎる保険料を払えなくなった人」なのかを把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をしないこと。短期証は郵送とすること。

払いたくても払えない生活困窮者には滞納処分の執行停止や「給与や年金」など生活費が入っている預貯金の差し押さえはしないこと。

特定健診制度の改善を

特定健診の受診率を向上させることは市民の健康増進を図り、医療費の削減に効果があると考えられるが、現在のところ医療費の顕著な削減は認められていない。

国保会計での負担を減らすために、特定健診の財源を一般会計から繰り入れること。また、特定健診については、従来の眼底検査もあわせて実施し、受診率を引き上げる取り組みを強めること。希望者には人間ドックの補助を実施すること。

後期高齢者医療制度の見直しを

高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障するあらたな高齢者医療制度を国に求めるべき。また、後期高齢者医療連合議会では、高齢者の生活実態に鑑みて、これ以上の保険料引き上げは行わないよう主張すること。

3. 医療・福祉のネットワークの強化を

(1) 医療・福祉の効果的な連携を図る取り組み強化を

必要なネットワーク体制の整備を

「大津市医療福祉ビジョン」が策定されたが、医療・福祉・介護を切れ目なく提供する体制整備がカギとなっている。すこやか相談所、あんしん長寿相談所などが核となってネットワークの構築ができるように、必要な人員の配置や予算の確保を図ること。国に対しても、地域支援事業に対する財政的な負担を求めること。

各種検診事業の推進など予防医療の充実を

一般健康診査をはじめ各種検診の受診率向上は大きな課題である。先進自治体では検診の受診率向上のため、市としての受診率向上のプログラムを策定すること。

自殺対策の推進を

近年、うつ病による自殺が増加している。うつ病などの精神病は、本人には自覚がない場合が多く、体のだるさや不調を訴えて内科などの一般診療科を受診するが「特に異常なし」とされて重症化し自殺に至るケースがある。そうなることを防ぐために、内科を受診した場合でも、一般診療科医がうつ病の症状を判断し、精神科医にすぐに繋げるネットワークをつくる「大津GPネット」の取り組みを支援すること。

うつ病による自殺者のうち、働く若年層が半数を超えた。パワハラ、長時間労働が増えメンタルヘルスを壊している。産業医などの医療的課題というよりも労働環境の改善が喫緊の課題となっている。公・民間の別を問わず職場環境改善のため産業観光部などとも連携し、長時間労働・過重労働をなくすこと。不安定雇用、無職者にうつ病が多いことから、安定的な仕事を抜本的に増やすための施策を講じること。

子どもの医療費無料化拡大を

不況が続き、リストラで失業する事態も増えている。ひとり親家庭や不安定雇用などで、所得の割に高すぎる国保料が払えない世帯が増えている。18歳までは短期証が交付されているが、3割自己負担が厳しく受診抑制につながっている。滋賀県下では19市町のうち、12市町が中学校卒業まで実施しており、大津市でも小学校卒業までの子どもの医療費無料化を早期に実施し、中学校卒業まで段階的に充実すること。

食の安全確保に努めること

T P P交渉が大詰めを迎えている。アメリカは、従前から、残留農薬の基準緩和などを求めており、すでに、B S E検査は撤廃となっている。日本で認められている食品添加物は832種類だが、アメリカは3,000種類となっており、T P P参加は、こうした「食の安全」にさらなる追い打ちをかけることとなる。また、放射能の残留検査など、今後も危惧される中、食品安全の検査態勢の強化に務めること。

(2)生存率を高める動物愛護センターの取り組みを

動物愛護法が改正され、生後間もない犬と猫の販売規制や、ペット販売時の対面説明が義務付けられた。また、安易な飼育放棄によって殺処分される犬や猫を減らすため、地方自治体が販売業者から犬や猫の引き取りを求められた場合、相応の理由がないと拒否できることも規定された。

販売事業者などへの周知徹底を行うとともに、市民団体や獣医師会と連携をはかり、先進地自治体を参考に、処分を行う期間を遅らせ、譲渡率の向上を目指すこと。

4．地域医療の拠点病院としての市民病院の充実を

(1)病診連携のいっそうの促進を

病診連携の強化を

滋賀県が進める地域医療情報連携システムの積極的な運用により、地域の診療所との連携をいっそう強めること。脳卒中、糖尿病などの地域クリティカルパスへの取り組みを推進するとともに、紹介率の向上など日常的な病診連携の強化を図ること。

災害時の拠点病院としての機能強化を

近年大型台風の上陸や地震災害などの多発など災害対応の強化が大きな課題となっている。大津市民病院は免震構造となっていることから、災害時に大きな役割を果たすことが期待されている。災害時の受け入れ体制の強化、災害対応訓練の充実、三師会との連携による応援態勢や医療資材等の準備など災害対応の充実を図ること。また、病院のヘリポートにエレベータを設置するなど、機能面での改善を図ること。

(2)診療体制の強化と経営安定への取り組み

医師確保のいっそうの取り組みと診療体制の強化を

内視鏡センターの整備やMR機器の更新など高度医療の整備に伴って、医師をはじめとする人材確保は引き続き大きな課題となっている。病院長を先頭に尽力いただいているが、安定的な診療科の運営のために計画的に取り組みを進めること。

また、看護師が時間をとって患者と接することができたり、研修時間の確保ができるようにゆとりを持った人員配置を行うこと。

安定経営のための努力を

一定の不採算部門を担う市民病院として、一般会計からの繰り入れを適切に確保するとともに、経営安定化のための取り組みを進めること。特に患者の減少などに歯止めをかけるために、患者の意見を聞く機会やアンケートなどを行って、それに基づく改善計画などを立てて取り組みを進めること。

来年4月からの消費税増税による市民病院の経営への影響を明らかにするとともに、国に対して、診療報酬の改善などについて要望を行うこと。

不祥事根絶へ職員の意識啓発とチェック体制の強化を

この間市民病院で相次いで金銭管理や契約をめぐる不祥事が発生した。個々の職員の問題ももちろんあるが、その背景にあるチェック体制や不祥事を起こしやすい体質などに検討を加えて、再発防止のための手だてを講じること。限られた人員の中で体制を整備することに課題があれば、職員定数の拡大も検討すること。

[5] 地域経済の自律的發展を支える市政を

1．雇用と営業を守る取り組みの強化を

(1)地域経済の基本、雇用確保と中小企業対策の充実を

地域経済に大きな影響を与える企業行動に働きかけを

ルネサスなど大規模な人員整理に対して、市として本腰を入れた申し入れを行うこと。企業の撤退や人員削減などは影響も大きいので、事前に市との協議を行うことやその影響を緩和するための独自の取り組み、企業として地域経済に対する一定の責任を果たすことなど、申し入れを行うべき。

企業立地補助金を雇用と地域経済を守るものに

地域経済活性化という制度の目的に照らして、企業立地補助金のあり方を検証し、雇用や地域経済の活性化に真に寄与する制度に見直しを行うこと。中期財政計画でも示されているように市財政が厳しいときだけに、多額の補助金を使わない企業立地のあり方についても検討を行うこと。

(2)就労支援と労働条件の改善の取り組みを

若者の就労支援の継続・強化を

高校・大学とも新卒者の就職状況に改善はみられるものの、依然として非正規であったり、就職をあきらめるなどの状況も残されている。地域の中小企業に優秀な人材を採用する機会の提供とともに、学生にとっても十分な情報提供のないまま、有名企業に集中するのではなく、生き甲斐ややりがいを感じられる企業と出会える場の確保は貴重なものとなっている。市が取り組んでいる学生面接会などの取り組みを継続させ、適切な情報提供などの体制も整えること。

ブラック企業根絶へ情報提供を

近年若者を大量採用して大量に使い捨てるいわゆる「ブラック企業」が横行している。インターネットなどでこれらの企業の情報などが発信されているが、市としても情報を収集して、情報提供に努めること。また、若者が不合理な働き方に対抗できるように、労働法制の基本的な啓発資料などを作成して、広報に努めること。

中小企業振興条例の制定で中小企業応援の施策推進へ

今年度市内の中小企業の実態調査などに取り組んでいるとのことだが、これらの結果も

ふまえて、地域経済の主役である中小企業の振興の理念や施策の方向性でビジョンを明らかにした中小企業振興条例を制定すること。また、中小企業と協働で内発的・自律的な地域経済発展のビジョンを策定すること。その上で大津市として可能な支援策の検討を行うこと。

地域に波及効果が大きい住宅改修等補助制度を通年事業に

産業連関表などを用いて、住宅改修等補助事業の経済効果を検証・公表して、大幅な予算増額で年間を通じての受付をおこなえるように事業の拡充を行うこと。同時に緊急経済対策としてではなく、地域経済対策の中心施策として位置づけ、恒常的に実施していくこと。

(3)地域の力を高める観光振興を

和邇インター道の駅を地域振興推進の拠点に

和邇インターに設置予定の道の駅は北部地域の特産品開発や地域の観光地案内をはじめ、地域振興の総合的な役割を發揮できるよう支援すること。また運営には北部地域の声を生かすことができるようにすること。

事業者とともに特産品づくりで活性化の支援を

棚田のコメや雄琴のゆずなどの商品化で地域での観光をキーワードに街おこしが始まっている。地域の知恵や工夫を生かし、特産品を生み出すなどの戦略的な取り組みに積極的に支援する体制を整備すること。併せて観光協会のあり方について引き続き検討すること。

比良山系などの登山道の整備を

近年登山人口が増加し、中高年などの山岳遭難事故も多発している。地元山岳会など関係団体などの協力も得ながら、安全な登山を楽しめるよう登山道・案内板など必要な整備を行うこと。

(4)自給率向上を目指して、農林水産業の振興を

T P P 参加に反対し、食料自給率向上を

政府が参加、協議している T P P は、農産物の完全自由化をはじめ、金融や保険、医療や食の安全など国民生活に重大な影響を及ぼすものであり、日本の国の形を変えるものである。とりわけ、農業に壊滅的な打撃を与えるものであり、日本の食料主権に大きな障害となるものである。T P P 参加に反対し、食料自給率向上への取り組みを政府に求めること。

コメの需給と価格安定を国に求めること

政府・自民党はコメの生産調整（減反政策）の廃止を打ち出しているが、T P P 参加による外国産米の輸入が増えることを見越した措置であり、生産者や消費者の意見でなく、財界主導で行うことは許されない。生産量の判断を農家の責任に押しつけ、価格を市場任

せにすることは米価の安定も安全もないがしろにする。国に対し、意欲ある農業者が安心して生産できる条件を保障し、コメの生産・価格の安定とともに麦や大豆などの生産拡大、農地や水路など多面的機能を保障する直接支払制度の拡充などの積極的な政策を推進するよう求めること。

地域の特性を生かした農産物づくりに支援を
休耕田などを活用したり、地産地消をめざした野菜作りを促進するため、地域の生産者グループへの支援の強化を行うこと。

新規就農者への支援策の拡充を
定年退職者や青年層の就農希望が増えている。意欲がある新規就農者が安心して農業に踏み出せるよう技術面をはじめとする就農支援の仕組みを充実させること。

鳥獣害対策への補助継続を
国の防護柵設置事業が終了後も必要とされる地域があれば、継続して行うように国に要望すること。また、山間地など小規模な防護柵について市の単独事業の補助の対象とすること。

(5) 大津市公設卸売市場のあり方検討を

食の安全と安定した流通の確保で市民生活を支える市場の役割発揮を
大型ショッピングセンターの台頭により直接取引が広がるも、食品偽装や産地偽装などの事件に市民の不安が募っている。食の安全を守り、適正な価格での取引が行われることで市民の安心につながる。大津市卸売市場が果たすべき役割を検証し、あり方について検討を行うこと。

空き店舗対策の充実で経営の安定を
空き店舗対策や経営支援策として使用料の減額措置がとられているが、空き店舗が残されている。引き続き事業者への働きかけを強めて、市場の活気と経営の安定へ取り組むこと。

[6] びわ湖と自然環境を保全し持続的発展可能なまちづくりを

1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政を

(1) 家庭系ごみの有料化ではなく、減量・リサイクルの本格的な取り組みを 焼却施設建設について

焼却場の2カ所体制にむけての取り組みは、住民への説明を十分に行って、環境対策や施設整備などについての住民合意を重視して取り組むこと。また、高効率発電の効果を出すためには連続運転が必要となるが、運転管理をチェックできるように必要な技術的な知

識や専門性を持った職員の育成・確保に努めること。

積極的な市民へのごみ問題の啓発を

市のごみ減量プランについて説明し協力を求めると共に、減量への具体的な取り組みについて市民を巻き込んだ有効な手立てを追求することで市民への啓発をはかること。安易なごみ有料化は行わないこと。

リユースセンターの活用やリサイクルの仕組みづくりを

リユースセンターを拠点としてリサイクル・リユースへの啓発を進めながら、新たなリサイクルの仕組みづくりに取り組むこと。廃棄自転車の再生でレンタサイクルを運用したり、他都市などで取り組んでいるような生ごみの循環システムなども参考に新たな仕組みづくりを検討すること。

事業系ごみの減量・リサイクルの推進を

事業系ごみの減量やリサイクルについて、減量計画書の提出・指導など対策の強化がはかれるが、市の方針の徹底で協力体制をさらに強めること。また、事業者の協力を求めてレジ袋の削減や蛍光灯など有害廃棄物の店頭回収などを進めること。

小型家電の適正な排出処分を

廃棄された小型家電についても適切な処理ができるような仕組み作りを、製造事業者が生産者責任として行うよう求めることを国に要望すること。

2．産廃不法投棄や違法土壌埋め立ての規制を

(1)産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を

産業廃棄物不法投棄取り締まりについて

スカイパトロール、カメラやパトロールなどによる監視を強化して、不法投棄の防止を行うこと。また、他都市などで行われているように、排出者を特定する調査も充実させて、不法投棄の根を絶つ取り組みを行うこと。

現在、許可のもとで搬入している事業所については、展開検査を強化させ、市としての立ち入り調査を強化すること。市内に残存する過去の不法投棄については早期に是正するよう取り組みを強めること。

産業廃棄物不法投棄への指導や規制を強めるためにも、廃棄物事業者への職員の再就職などの規制を検討すること。

実効性ある土砂条例の改正・運用を

伊香立南庄・栗原の残土処分など、周辺住民・農業・漁業者の生活に被害が及ぶ事例が起きていることから、条例の改正が予定されている。

土砂の流出防止や、土壌の安全基準の明確化は当然の事であるが、事業者が行政の命令に従わず、住民への補償もせず現場を放置して撤退する事案もある。これを防ぐために、

許可条件に期限を設けるとともに、周辺住民の意思が反映できるよう住民の同意義務を条例に盛り込むこと。

また、市内で処理されている残土の多くは、市外から搬入されたものである。市外からの搬入について、規制する条項を加えること。

汚染土壌処理事業の事前報告制度

現在、搬出事業所、搬入期間、搬入方法、搬入量、含有物質、処理方法などの事前報告については要綱に定めることが検討されている。しかし、利害関係者への公開はあくまでも指導であり、拘束力はない。事前報告と結果の提出を義務化し、報告された内容については公開すること。

3．地球環境保全対策の充実・強化を

(1)地球温暖化防止対策の強化を

低炭素社会への転換で、持続的発展可能な地域社会を

ポーランドで開かれていたC O P 19で、1990年比で3.1%増という目標を打ち出した日本に対し、交渉に後ろ向きだとして、環境N G Oのグループから「特別化石賞」が贈られた。原発事故によって、化石燃料の消費が増えたことが理由とされているが、自然エネルギーへの転換を進めることによって、温暖化防止へ意欲的な取り組みができる。政府の後ろ向きの姿勢にかかわらず、大津市として独自の目標達成に向けて、いっそう取り組みを進めること。

太陽光発電・小水力・風力発電等の普及促進を

再生可能エネルギーによる電力固定価格買い取り制度がスタートしたが、これを契機として、地域活性化とも併せて自治体やN P Oなどで自然エネルギー普及に取り組むところが増えてきた。大津市としても、県が策定した再生可能エネルギー戦略プランに準じた市の計画を策定して普及促進をはかること。他都市のように公共施設への太陽光の設置について、「市民発電」の仕組みなども含めて、普及促進策を検討すること。さらに普及促進を図るため、本格的な発送電分離を国に求めること。

(2)びわ湖と自然環境の保全へ積極的な取り組みを

市街地中心部の河川環境の改善・悪臭等の規制を行うこと

琵琶湖の水質は横ばいといわれているが、大津市内の一部の河川（総門川）などでは、依然として悪臭や汚濁などがみられる。水質や臭気など必要な規制基準はクリアしているとのことだが、市街地中心部でもあり、なぎさ公園などにも近いことから、さらに積極的な改善策を提起して規制を行うこと。

びわ湖の藻の刈り取り・処分などの対策強化を

今年度は台風の接近が多く、湖辺に打ち寄せられた藻が悪臭を放つなどの苦情が多く寄せられた。県による藻の刈り取り事業などが追いついていないこともあるが、市としても

独自の回収事業などに積極的に取り組むこと。

[7] 安心して住み続けられるまちづくりを

1. 災害に強いまちづくりを

(1) 原発から市民の健康・安全を守ることについて

原子力防災計画の検証・見直しを

今年度原子力防災計画の策定が行われたが、政府の原発事故対策指針や滋賀県の防災計画で示されている様々な数値が基準とされている。福島第一原発の事故の際には、スピーディの情報提供が決定的に遅れて、被曝をした県民も多数おられた。事故の想定では、環境中に沈着した放射性ヨウ素やセシウムなどの影響についても十分に検討されているとはいえない。今後さらに専門家の意見も含めて、検証を行うこと。

原発ゼロの実現を政府に求めることについて

福島第一原発の事故は、原発の危険性や放射性廃棄物の処理の困難さを示すものとなった。これまで政府が地球温暖化防止の対策として推進してきた原発が、実際には役に立たないことが明らかになってきた。原発が直接海を暖めるとともに、放射性廃棄物の処理に膨大なエネルギーが必要となることも視野に入れる必要がある。現在日本では一基も原発が稼働していないが、エネルギーは十分に足りている。原発ゼロを明確にして、現在化石燃料などに依存している発電を自然エネルギーに切り替えていく政策転換が求められている。自治体としても、地域から国に対してこの転換を求めていくべきである。

節電対策に積極的に取り組むこと

原発に依存しない社会をめざすとともに低炭素社会へ引きつづき節電に取り組むこと。夏期・冬期の節電対策としての公共施設開放を積極的に進めるとともに、高齢者や青少年の交流・学習の場としての整備・改修などを進めること

(2) 消防・防災対策の充実を

防災・復旧などへの体制整備を

防災・災害時の救援・復旧対策の充実。避難指示などの発令基準、周知方法、誘導方策のいっそうの検討を進める。安全な避難所の確保、福祉避難所の充実をはかること。とりわけ集中豪雨災害など同時多発的な災害に対応した対策本部機能の強化などをはかること。

災害時連絡体制の整備

今年度の台風による災害などの教訓を活かして、災害発生時の情報伝達、情報提供などの体制の整備を行うこと。エリアメールなどの活用とともに、高齢者世帯などには、避難勧告などが確実に伝わるように旧志賀町域などで活用していたような防災無線の「受信端

末」等の設置も検討すること。

基準消防力に見合った消防力の強化・充実をはかる

地球温暖化や地球規模での気候異変によって、台風の大型化や集中豪雨などの頻度が増してきている。定数条例などを見直して基幹消防力となる消防職員の抜本的な増員を図ること。とりわけ、国が定めている基準消防力の水準まで速やかに充実を図ること。また、職員の精神的・肉体的休養と健康管理のためにも、他部局と比べて少ない有給休暇の取得率を引き上げられるように体制の見直しを行うこと。

消防団、自主防災組織への支援充実

消防団の資機材充実への取り組みを推進しているが、なにぶんその数も多く、機材・被服の更新などが追いついていないのが現状である。予算の確保を行って、整備・更新のテンポを上げて取り組むこと。自主防災組織への補助充実についても引きつづき取り組みを進めること。

火災報知器の設置促進へ支援を

火災報知器の設置率が向上してきたが、引き続き取り組みを強めること。特に災害弱者に対するいっそうの支援策を検討すること。

2. 市民生活を支える都市基盤の充実・整備を

(1) 安心して暮らせる都市基盤の整備を

地域公共交通の充実を

高齢化社会の進行・地球温暖化防止など、ますます公共交通の整備が重要になっている。市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするため、利用者の実態を把握し、トイレの設置などの条件整備を計画的に進めるよう支援を行うこと。

パーク・アンド・ライドは市街地へ流入する自動車量の減少や、排気ガス抑制直環境保全にも効果があることから一層の推進を行うこと。

交通不便地域の住民・自治会などと津市・交通事業者が協働で取り組む事業として、新たな地域公共交通としての巡回バスやオンデマンドバスなどの事業を立ち上げること。そのような枠組みができるまでの間、住民が主体で行っているバス事業などに支援を行うこと。

道路、鉄道などのバリアフリー化を

旧志賀町域のJR駅については、引き続き市としてバリアフリー基本構想に位置づけ年次的にエレベーターを設置できるよう取り組みを進めること。

生活道路のバリアフリー化については、市民団体や障がい者団体などと協働で調査、整備の取り組みを進めること。

生活道路の整備促進を

自転車と歩行者の接触事故が増えてきている。自転車通行量の多いところについては自転車と歩行者の分離について検討すること。

生活道路の整備については安心安全なまちづくりの視点からも、狭隘な道路の環境改善など早急に進めること。

市としての流域治水計画への取り組み推進を

ダム依存や、洪水を河川内に閉じ込める対策では限界があり、流域全体で洪水を安全に受けとめる流域治水の方向に切り替えることが必要である。ダムは自然環境を破壊するだけでなく、計画水量を超える豪雨には無力であり、そのときは住民に壊滅的な被害をもたらすことになる。ゲリラ豪雨による被害を最小限に食い止めるため、ダム整備は行わないこと。

県の流域治水計画は、拙速に罰則によって危険区域を指定して建築規制等の対策を講じようとするものであり、十分な住民合意に基づいて進めていくべきである。その際に堤防の整備や浚渫等河川の整備を積極的に進めること、貯留施設整備などの流域対策、浸水被害軽減対策なども含めた総合的な対策を講じる必要がある。市としても、県の流域治水計画に対応した効率・効果的な治水対策の指針を策定すること。

(2)安全な居住環境の整備を

住宅耐震診断・改修への支援強化を

南海トラフ地震など地震対策が心配されている。無料診断員の派遣など耐震診断を引き続き充実させ、市民に関心を持ってもらうため、職員による啓発活動に努めること。無料で耐震工事の見積もりができる耐震サポート事業を実施すること。

建築士会や関係団体とも協議を進め、耐震補強に重点を置いた事業を推進すると同時に、個人住宅の耐震改修を行う際の補助制度についても、引き続き拡充すること。

住みやすい市営住宅の整備を

市営住宅での自治会運営が、自治会長のなり手がいないなどの問題が出て困難に直面している。近隣とのトラブル(騒音、鳩の糞など)など自治会任せにせず、相談・支援を行うこと。

市営住宅の火災報知器の設置促進は入居者の安全を守るためにも大切である。市営住宅の設置率が極端に低い状態を改善するために、合理的な支援策を検討すること

特定目的住宅の拡充をさらに推進すること。公営住宅の入居基準緩和で若年世帯や子育て世帯の入居をしやすくするなど独自基準を設けること。

石山団地などの建てかえ計画の促進を図るとともに、老朽化した団地の居住環境の改善を進めること

マンション居住者へのサポート体制の整備を

マンションに安心して住み続けられるように、管理組合などに対する法的な支援や技術的支援などがおこなえるように、引き続き都市計画部で相談事業を行うこと。

空き地・空き家対策の推進を

近年、空き家の増加が問題となっている。特に老朽化したまま放置された空き家は倒壊や犯罪の誘発など、周囲に悪影響を及ぼすことが危惧される。他の自治体では空き家に関する条例や、老朽空き家の撤去施策の制定がされているところもある。大津市においても具体的な空き家に対する対策を行うこと。

空き家の実態調査については、社会資本整備総合交付金として費用のおおよそ1/2が交付されるなどの国の支援制度ができた。大津市も市民団体にも協力してもらいながら早急に実施に向けて動き出すこと。

液状化や地滑りなどの対策強化を

2010年度から取り組んでいる液状化・大規模盛り土などの調査が段階的に行われているが、被害を最小限に食い止めるためにも、情報提供と必要な技術的支援は可能なところから順次行うこと。

3. 景観保全と風格のあるまちづくり

(1) 景観と賑わいのあるまちづくりへ

建物の高さ規制のいっそうの推進を

景観保全のための商業地域への高度地区の指定については、積極的な前進となった。さらにまちなみ協定や景観協定、地区計画などで市民と協働での取り組みで景観保全のためにとりくみをさらに進めること。

歴史的な町家や街道を生かしたまちづくりを

街道沿いの景観保全への取り組みや地区計画の推進などで、まちの美観を向上させ、観光事業などとも連携してまちづくりを前進させることは重要である。現在も歴史的資源を活用し、市内各地での取り組みをひきつづき積極的に推進すること。屋外広告物条例の重点地域をさらに拡大し、とりくみを進めること。

住民本位の区画整理事業の推進について

区画整理事業により良好なまちづくりを進めることは意味があるが、一方でその地域で農業を続けたいという地権者も存在する。地価の上昇にあわせて固定資産税などが増大すれば、このような地権者にとって農業を続けることはできなくなる。負担軽減措置などを行うことも含めて、検討を行うこと。

地価の上昇が見込めない現時点での区画整理事業の取り組みにあたっては、追加的な市負担が増大しないように適切に事業の進捗管理を行うこと。

適切な公園の維持管理の徹底を

市の公園管理の透明性を確保するため、公園緑地協会においても、事業計画や入札情報の公開などを行うこと。また、協会による再指定管理などの委託方法は、責任の所在が曖昧

昧になりがちであるので、協会による直営・部分委託事業として行うこと。
また、計画が遅れている皇子が丘公園内のニュースポーツ施設の整備を促進すること

4．上下水道・ガスなどライフラインの整備と安定的な運営を

(1)市民にわかりやすく、事実を的確に公表する企業会計を進めることについて

新公営企業会計方式への見直しについて

公営企業会計方式の見直しは、収支会計から発生主義会計への移行であり、損益と財政状態を的確に市民に公開することに努めること。水道、下水道、ガスの各事業について政策的な意図を決算に持ち込むことなく、真正な事実の上に住民本位の施策を進めること。

水道料金の値上げを行わないこと

水道事業において、3年前の大幅値上げがあったにもかかわらず、採算性の悪化を理由とした更なる料金値上げが懸念されるが、設備投資などの長期的計画をもう一度見直して、値上げ回避の最大限の努力を行うこと。

下水道事業の長寿命化策などを検討すること

下水道については、設備の長寿命化に手立てを尽くすこと。用地費や建設費については公費でという原則を確立し、国の負担の削減が行なわれないうっかりと意見をあげていくこと。

ガス事業の利益の市民還元を

ガス事業の膨大な利益について、更に工夫を重ねて利用者とともに市民に還元する手立てを尽くすこと。とりわけ仕入れ量よりも販売量が多いことによって生じている利益は、仕入れに基づく収益計算に何らかの形で反映させ、利用者の負担軽減につなげること。

生活困窮者に対する料金減免制度の創設を

一般会計からの繰り入れも視野に入れて料金減免制度を創設すること。料金滞納者に対しては、公営企業が営利目的で行なわれているものでないという観点から、事情をよく調査した上で福祉的施策・対応を取り入れていくこと。

[8] 誰もが生き生きと成長できる学校、地域社会を

1．いじめを乗り越え、安心して学べる学校づくりを

(1)子どもの権利条約を活かした学校づくりを

子どもの自主的な活動時間の比重を高め、権利条約を活かした学校づくりを

国会で「いじめ防止対策推進法」が成立した。法律は、子どもにいじめ禁止を命じ、取り締まり的対応が増え、学校に、道徳教育中心のいじめ対策を求めている。

しかし、大津市の第三者委員会の提言は、道徳教育の限界を指摘し、「学校現場で教師

が一丸となった様々な創造的な実践こそが必要」と報告している。市民道徳の教育は大切だが、それは自主的に行われるべきもので、上からの押しつけは、子どもの鬱屈(うっくつ)した心をさらにゆがめ、教員との信頼関係を壊し、かえって逆効果である。

「いじめ」の芽はどの時代・社会にもあり、子どもの成長途上で誰にでも生じるものである。いじめの解決には、子ども達自身がいじめられている子どもの痛みをわかり、いじめを克服していく力を獲得していくことが重要である。

そのためには、あらゆる場で子どもの発言を保障し、子ども同士、相互の信頼と連帯感を深め、議論する中で、「いじめ」を克服できるよう、子どもが主体となった自主的な活動時間の比重を高め保障することが重要である。

また、同時に、子どもの中に「いじめられない権利」「楽しく学ぶ権利」があることを分かり易く徹底することも必要である。学校や地域、家庭でもこれらのことを徹底するために「子どもの権利条約」のパンフレットなどを作成して普及すること。

先生と生徒がしっかりと向き合える教育条件の整備を

ある新聞の調査では、七割の教員が「いじめ」対応の時間が足りないと答えている。上からの「教育改革」で学校の雑多な業務がふえ、教員は過労死ラインで働いても肝心の子どもと遊んだり、授業準備をする時間が確保できず悩んでいる。

また、今日の社会状況の下で、子どもたちの成長と発達を支援する教育現場の果たす役割が大きい。子どもと向き合える時間を保障するために、大津市では義務教育期間において35人学級へと改善されているが、さらなる少人数学級の推進や複数担任の促進、養護教諭の複数配置や貧困・虐待の対応に当たるスクールソーシャルワーカーの配置など、学校現場が必要とする職員の整備を行うこと。

(2)すこやかに成長できる学校教育を

学校給食の充実、自校方式の中学校給食実現を

これまで、給食を実施していなかった中学校においてスクールランチが始まった。しかし、金額や注文の条件面などを理由に利用率は2%を割っている。

滋賀県学校給食会が行った調査で、給食を実施している中学校としていない学校では、各栄養素の摂取状況に差があり、量の不足や摂取エネルギー比のバランスの乱れなどの問題が明確となった。

1食400円という高さから、本来最優先されるべき経済的困難な家庭の生徒が利用できない状況にある。

また、生活習慣病を予防し、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送れる自己管理能力を身に付けるために、全ての生徒を対象にした給食を通じて、食育を家庭・地域に広げていくことが大切である。

スクールランチではなく、全ての生徒を対象にした給食を実施すること。また、志賀中学校の給食を継続すること。そのためにも給食のあり方検討会を立ち上げること。

競争を激しくする全国一斉学力調査の参加中止を

各学校ごとの結果を公表する自治体が現れている。国連・子どもの権利委員会は、日本の過度な競争教育が、いじめ、不登校、暴力、自殺につながっていると指摘しており、成績の公表は競争教育をさらに低年齢化させ、子どもや教師にストレスを押しつけることとなる。

広がる経済格差は同時に子どもの学力の差につながっていることは多くの教育関係者からも指摘されており、学力テストは実施せず、一人一人の子どもの学力を定着するための予算に振り替えるよう政府に申し入れること。

市長の提案する学校ごとの結果公表は子どもの競争をあおるものであり、いじめにつながる発達の歪みを一層深刻にするため、発言を撤回し公表は行わないこと。

教育の国家統制に反対し、民主主義を守る教育を

政府は、教育委員会を首長または教育長の付属機関とし、首長が任命する教育長を「教育行政の責任者」と定めて権限を集中しようとしている。教育委員会が教育行政の責任者となり、首長から独立した合議体としての執行機関（行政委員会）であるという現行制度を根本から改悪する内容で、教育委員会制度をこれまで以上に形骸化させるものである。教育委員会のゆがみの根本にある、子どもの権利や成長発達より競争や統制、組織の「面子」を優先させるような体制こそ是正し、教育委員会が時の政治権力から独立し、独自の考え方が自由に発言・運営・責任ある対応ができる機関へと充実させること。そのためにも教育委員の準公選制を実施すること。学校現場への日の丸・君が代の強制は行わないこと。

就学援助の継続・充実について

スクールランチ、及び志賀・葛川中学校の給食費を就学援助の対象とし、就学援助費に2010年度から支給品目に加わった3項目（クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）を対象とし、保護者の負担軽減を図ること。

また、生活保護基準の引き下げにより就学援助費が受けられなくなるようなことがないよう市としての対策を講じること。

学校・通学路の安全対策の推進を

中学校での武道必修化に伴い、柔道着の購入が負担となっているとの声がある。柔道着の貸し出しを検討するとともに、教員の研修や専門家との連携など柔道等の安全対策を強化すること。

暴走車による被害が相次いでいる。国に対し予算の増額を求めると共に、関係部局と連携して、通学路安全対策を計画的に進めること。

幼稚園教育の充実を

未就園児親子通園事業や在園児預かり保育事業に加え、2013年度から、市内の2園で就労支援型預かり保育事業が開始された。

現在、幼稚園と保育園の教育・保育の一体的な展開に向けて、実施計画の策定が行われ

ており、同時に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定も行われているが、地域住民や現場の意見を反映させると共に、市が行った調査でも多くの保護者が求めている3年保育を実施すること。

- 1) 預かり保育は、保育時間の延長や安全対策ということだけでなく、子どもの育ちを保障する保育内容への充実をはかるために、通常保育との連携や保育環境の拡充をはかること。
- 2) 養育支援を必要とする保護者が増える中、幼稚園での発達支援・養育支援の機能を高め、地域での子育て支援機能を充実させること。

特別支援教育の充実を

特別支援学校のマンモス化に対応して、県に対し、大津市に特別支援学校の新設を要望すること。県の対応が行われないようであれば、市立の特別支援学校を検討すること。

また、発達障がい者支援法の制定により、障がいの重い児童が特別支援学級に在籍するようになっているが、職員体制が十分とは言えない。適切な教員配置を県に求め、当面市独自で配置すること。

医療的ケアを必要とする児童・生徒の対応について

医療的ケアに必要な児童生徒の通学を保障するため、県との協議を積極的に進めること。当面、大津市独自での福祉的施策での対応を行うこと。

必要な子供に院内学級を

大津市には4つの総合病院があるが、入院する病院によって教育環境が違う現状を改善すべきである。県議会でも請願が可決されたことを踏まえ、滋賀医大において、小中学校合わせての特別支援学校の分教室としての設置を早急に行うよう県に働きかけること。

2. 豊かな市民生活をはぐくむ文化・スポーツ施策の充実を

(1) 生涯学習を権利として保障する施策の推進を

公民館等の施設整備と利用について

公民館は学校施設同様、災害時の市民の避難場所となっている。未着工の和邇・坂本分館の耐震改修を進めるとともに、老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うこと。

また、懸案となっている小松公民館の建設について地域住民との意見調整を行い、早期に建設計画を立てること。

図書館の計画的な整備を図ること

市民の図書館利用の促進を図るために、図書館整備の長期構想を持つこと。当面、この構想に近づけるために、公共施設マネジメントの一環として、他の施設内への図書館機能の位置づけを行うなど、検討をはじめること。

市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること

近江大津宮跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。史跡は、歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある。保存状況を総点検し、市民との協働事業として保存・整備に努めること。一定面積の用地確保ができたものについては、暫定的に整備を行い市民に開放すること。

大津市をアピールする場として歴史博物館の広報を

大津市の歴史・文化・史跡などの積極的な展示を行うとともに、これまで取り組んできた市民とともに作る企画をさらに充実させること。大津市を知らせる拠点として広報活動に力を入れること。

スポーツ施設の整備を図り、使いやすい予約システムの整備を

滋賀県での国体開催が予定されているが、過度の負担とならないように配慮しながら、施設整備に努めること。

近年愛好者が増えているグランドゴルフ場の整備や都市公園でのスポーツ施設の維持管理など、市民が利用しやすい施設整備を図ること。

小・中学校の体育館やグランドなども含め、スポーツ施設の予約・管理を一元化するシステムを確立して、利用促進を図ること。

比良山岳センターが滋賀県から移譲され、現在はげんき村と併合した施設として、大津北商工会が指定管理で管理・運営を行っているが、台風による災害などが発生して、事実上閉鎖している状況にある。早急な復旧とともに、運営に対する追加的な支援も検討すること。